

要綱案の取りまとめに向けた検討（３）について

2026年8月26日

経済産業省 産業組織課

5 1. 株主総会の在り方に関する規律の見直し

(1) 会社法第316条第2項に規定する調査者（2項調査者）制度の見直し

部会資料14においては、2項調査者の規定を削除した上で、株主総会において業務検査役の選任の申立てをする旨の決議がされた場合には、裁判所に対して業務検査役の選任の申立てをすることができる旨の規定を設けることが提案されている。この点について、会社法第358条に規定する業務検査役制度では調査の目的事項が法令・定款違反や不正行為等に限定されているのに対し、本提案の業務検査役にはその制限が一切ないことについて慎重な検討が必要だと考える。

第一に、発動要件や調査対象の外延に係る第358条との制度的非対称性が挙げられる。裁判所が業務検査役を選任することによって提案株主からの中立性は確保されるが、条文上同等の調査権限を認めるのであれば、発動要件や調査対象の外延について同等の統制を確保することが合理的であると考ええる。

第二に、株主による直接監督の範囲と経営判断原則との関係が挙げられる。会社法上、取締役の職務執行を監査するために常設されている専門機関である監査役等ですら、是正権限を伴う監査は適法性領域が本質であることから、株主による直接監督についても適法性領域に限定されるべきと考える。

法令・定款違反や不正行為以外の事項を調査することは、本来的に取締役会の業務執行事項であり、実務的には、調査の目的事項を特段制限しないことにより、こうした業務執行事項に関する調査が多大な人的・金銭的コストを負担させ、会社の事業運営に支障を生じさせるおそれがある。

また、裁判所が業務検査役を選任したとしても、調査範囲が具体的かつ明確に限定されていなければ会社内の営業秘密や機微技術情報を含めたあらゆる情報にアクセスができてしまい、企業はサイバーセキュリティを含めた経済安全保障リスクは軽減されない。また、裁判所が選任した業務検査役に守秘義務と漏洩に対する罰則を課すことも不可欠であると考ええる。

さらに、仮に法令・定款違反や不正行為以外の事項を調査の目的事項とする場合、業務検査役にとっても、評価基準が不明確であるという不都合が生ずる。例えば、株主総会が公正に運営されたか否かに関連して2項調査者が選任された事例について、「法的な評価としてではなく、『公正に運営された』かどうかを判断する基準については…人それぞれで大きくばらつくと予想される」、「事実の描写

を超えて、法令・定款以外の規準に照らして、事実を評価するとか、また、推論するということにはリスクが伴う」と指摘されている¹。

以上を踏まえると、業務執行事項に係る定款変更の株主提案の制限と同様に、法令・定款違反や不正行為以外の事項の調査については会社の利益を害するおそ
5 れが大きいとして、調査の目的事項の対象外とすることが望ましい。この場合、パブリックコメントで意見が多かった、単に2項調査者を廃止する案を検討することも必要である。

仮に調査の目的事項を制限しない場合には、厳格な濫用防止措置として、①業務
10 検査役の（提案株主から）中立性や公平性を確保する措置や、②会社の利益を害する場合には調査結果を株主に通知しない措置に加え、③会社の事業運営に支障をきたす調査に対する会社から裁判所への拒否申立てできる措置、④業務検査役を株主代表訴訟の対象に追加する措置等も検討することが期待される。

2. 企業統治の在り方に関する規律の見直し

(1) 指名委員会等設置会社制度の見直し

指名委員会等設置会社について、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役
である場合に、指名委員会や報酬委員会の決定の内容を取締役会決議により変更
できる旨の規律を設けることは、各企業が自律的に機関設計を選択できることを
20 前提に、近時の上場会社における社外取締役の状況等を踏まえてモニタリング・モデルの本来の在り方に立ち返るものであり、賛成である。

また、監査委員会の権限等の見直しについては、監査委員会が取締役会の内部
機関であり、取締役会による監査委員会に対する監督機能の実効性の観点から疑問
がないわけではない。ただし、監査委員会議事録の閲覧謄写が制限される取締
25 役の範囲について執行役を兼ねている又は業務執行をした取締役に限定すること
で、取締役会による監督機能への影響にも配慮されており、また、監査補助者の
設置要否についても監査委員会に委ねることで各企業の実情にも配慮されて
いることを踏まえると、監査の独立性・実効性を確保するものとして不合理な内
容ではないと思われる。

(2) 責任限定契約制度の見直し

業務執行取締役等にも責任限定契約を締結することを認めることは、経営陣が
適切なリスクテイクを行い、成長投資を実行し、「稼ぐ力」を向上させるために必
30 要不可欠であり、賛成である。

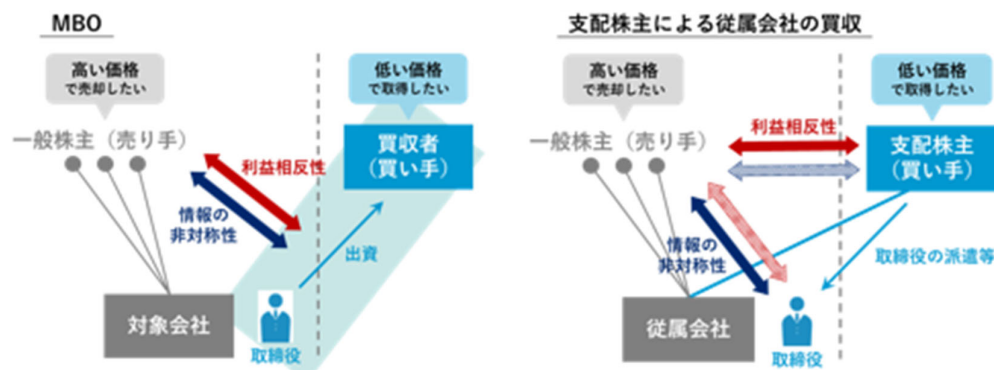
¹ 弥永真生「東芝『会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者による調査報告書』をめぐる諸論点」（ビジネス法務 2021年11月号）48頁

他方で、業務執行取締役等に悪意や重過失はないが、利益相反状況において任務を怠った場合に、その責任限定契約の適用対象外とする点については、業務執行取締役等は、株式会社と利益が相反する状況の中で任務を怠ることによって株式会社に損害が生ずる蓋然性が典型的に高いという抽象的な説明にとどめるのではなく、利益相反状況における軽過失について、通常の業務執行上の軽過失よりも相当に重い責任を負わせるべきかに係る政策的理由を明らかにすることが必要である。

その上で、利益相反状況を責任限定の対象外とする場合には、どのような状況であれば利益相反状況にあるのかが不明確になるおそれがあるため、経営陣の適切なリスクテイクを阻害・萎縮させないという今回の見直しの趣旨と整合する形で検討することが期待される。

具体的には、部会資料 15 において提案されている「株式会社と業務執行取締役等である取締役又は執行役との利益が相反する状況」という文言については、その範囲が不明確であり、経営陣の適切なリスクテイクを阻害・萎縮させ、制度趣旨を損なう可能性がある。このため、むしろ、あくまで適用対象外となる要件は悪意・重過失の有無とした上で、その判断の中で、実質的な利益相反の有無や程度等が考慮要素に含まれるという整理が予見可能性の観点から望ましい。

また、仮に株式会社との利益相反状況を責任限定の対象外とする場合には、(i)MBO や支配株主による従属会社の買収については、業務執行取締役等又は支配株主と一般株主との利益が相反する状況であり、買い手でも売り手でもない株式会社と業務執行取締役等の中で利益が相反する状況にあるわけではないため、「株式会社と業務執行取締役等…との利益が相反する状況」に該当するかは疑問である。同様に、(ii)株式会社と支配株主との取引については、支配株主と株式会社との利益が相反する状況であるところ、支配株主が株式会社との間で取引条件について利益が相反する状況であっても、支配株主のグループ会社の役職員の立場で報酬等を受け取っていない場合等には、必ずしも株式会社と業務執行取締役等との利益が相反する状況にあるわけではないように思われる。



これらの例をはじめ、「株式会社と業務執行取締役等…との利益が相反する状況」を責任限定の対象外として規定するのであれば、その範囲を慎重に検討し、整理することが求められる。

- 5 グループ会社の役職員の立場で得る報酬等を最低責任限度額の算定基礎に含めるかについては、上記の点も踏まえた検討が必要である。

(3) 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

- 10 電子提供措置開始日までに事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しない旨の規律を設けることは、有価証券報告書と事業報告等の一本化を実施するかについて各上場会社の選択に委ねつつ、企業の実務負担を軽減するものであり、賛成である。